

公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 一般事業主行動計画
(女性活躍推進法)

女性が管理職として活躍でき、その能力が発揮できる職場環境を作るために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日

2 当法人の課題

(1)管理職(課長以上)に占める女性の割合が少ない。

3 内容

目 標 計画期間内に、女性の管理職(課長以上)を16%以上にする。

【取組内容】

<実施時期 令和4年4月～>

- ・職員会議において、女性活躍推進法及び一般事業主行動計画について職員に周知する。
- ・一般事業主行動計画の進捗状況を毎年度末に確認し、必要な場合、計画の見直しを行い、計画を変更したときは、その旨を職員会議で職員に周知する。
- ・管理職候補の女性職員を対象として、今後のキャリアプランに関する面接を実施する。